

若狭湾エリア観光投資促進コーディネーター募集要項

若狭湾エリアは、福井県の南西部に位置し、北は日本海の若狭湾に面しています。若狭湾エリアは、敦賀市、美浜町、若狭町、小浜市、おおい町、高浜町の6つの市町で構成されており、リアス海岸や5つの湖から成る三方五湖などの豊かな自然環境、この地域ならではの食文化や農林水産物など御食国ならではの食を存分に楽しめることが魅力です。

若狭湾エリアでは、エリア全体のブランド力を引き上げるため、国内外から観光客を誘客できるリゾートエリア形成を目指し、民間事業者から宿泊施設等の投資計画を募集する「若狭湾プレミアムリゾートエリアプロジェクト」を県と6市町が連携して推進しています。

このたび、専門的知識を活かして県や若狭湾エリアの6市町と一緒に観光投資を呼び込むために活動する人材を「若狭湾エリア観光投資促進コーディネーター」として募集します。

※若狭湾エリアの魅力については、別紙「若狭湾エリアでの暮らしについて」をご覧ください。

※「若狭湾プレミアムリゾートエリアプロジェクト」の第1回募集（募集期間令和7年2月20日～6月30日）の内容については、別添「募集チラシ」および福井県のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/013440/wakasa1-prp.html>

1 「若狭湾エリア観光投資促進コーディネーター」とは

県と若狭湾エリア各市町が進める「若狭湾プレミアムリゾートエリアプロジェクト」を通して若狭湾エリアのブランド力向上に資する宿泊施設等の誘致を実現できるよう、専門的なノウハウや知識を活かしてサポートする人材です。

2 「若狭湾プレミアムリゾートエリアプロジェクト」における主な業務について

※下記に記載のない業務が生じる場合もあります。

（1）候補地の抽出・ニーズ把握に関する主な業務

◎宿泊施設等の投資を募集する候補地の抽出に関すること

- ・宿泊施設等の整備、運営を目的とした投資にふさわしい候補地の抽出

○候補地の物件調書作成に関すること

- ・投資判断に必要な情報の収集

（土地の名義・境界、貸付料、インフラ、自然環境、既存工作物、開発規制、行政等による支援や優遇策、地元食材 等）

○民間事業者を紹介するプレゼン資料作成に関すること

- ・投資への関心喚起につながる情報をとりまとめたプレゼン資料の作成

（若狭湾エリアの観光情報、観光客の入込状況、県外からのアクセス、物流面の優位性 等）

◎ニーズ把握に適した民間事業者の抽出に関すること

- ・ホテルオペレーター、ゼネコン、デベロッパー、投資コンサルタント等、ニーズの把握などに適した民間事業者に関する情報の収集

◎民間事業者のニーズ把握に関すること

- ・面談等を通して、候補地のポテンシャルや課題を把握するとともに、投資の対象となりうる土地やエリアに必要な条件等を確認

※投資ニーズに合致すると考えられる候補地を対象に投資計画を募集します。

(2) 投資計画の募集に関する主な業務

- 公募資料の作成に関すること
 - ・募集要項、評価基準、公募条件、スケジュール、様式、物件調書等の作成
 - ・公募資料作成に必要な情報の収集や関係者との調整 等
- 公募期間中の対応に関すること
 - ・現地説明会の開催、個別の現地調査への対応、質問への回答 等
- 優先交渉権者の選定に関すること
 - ・選考委員会の開催、結果の発表 等

(3) 事業化に向けた協議・調整に関する主な業務

- 記者発表の開催、運営に関すること
 - ・記者発表の開催に必要な調整や会場設営運営、発表資料の作成、広報 等
- 候補地の貸付料算定に関すること
 - ・不動産鑑定の実施 等
- 候補地を優先交渉権者に貸し付ける手続きに関すること
 - ・県や市・町が所有または管理する土地を貸し付ける際に必要な手続き 等
- 優先交渉権者における地元雇用の促進に関すること
 - ・関係機関等との連携による若者の就職促進 等
- 地産地消の促進に関すること
 - ・優先交渉権者が新たに整備する宿泊施設等における地元食材の使用促進
 - ・宿泊施設やレストラン等に対する地元食材の紹介、調達サポート 等
- その他、地元企業との連携促進に関すること

本業務は若狭エリア6市町と連携で進めるものであり、必要に応じて6市町との協議、調整が必要になる場合もあります。

また、県有地を候補地として活用する場合や、規制に関する協議・情報の収集等、県関係課等との協議、調整が必要になる場合もあります。

3 若狭湾エリア観光投資促進コーディネーターの活動内容や活動方法

(1) 若狭湾エリア観光投資促進コーディネーターの活動内容

若狭湾エリア観光投資促進コーディネーターが携わる業務は、主に本募集要項の2(1)に記載する業務(青枠部分)を想定しています。◎については、県や市町と連携しながら主体的に推進していただき、また、○については、県や市町における情報収集や資料作成に対する助言や協力などをお願いします。また、2(2)(3)に記載する業務のサポートを依頼する場合

もあります。

なお、実際に携わっていただく業務は、応募者の知識・経験等を踏まえて福井県嶺南振興局と協議のうえ決定します。

「若狭湾プレミアムリゾートエリアプロジェクト」における投資計画の募集を既に開始していますが、新たな候補地の抽出や投資計画の募集などを、今後も随時進めていく予定です。

(2) 留意事項

本業務を進めるうえで、日帰りや宿泊を伴う県内外への出張が必要になる場合もあります。

(3) 活動期間終了後について

就職や起業については、可能な範囲でサポートします。

3 募集人数

1名

4 主な活動拠点

福井県嶺南振興局 嶺南プロジェクト推進室
(福井県小浜市遠敷1丁目101 庁舎内2階)

5 募集対象

(1) 応募資格

次の要件をすべて満たす方

- ①次のア、イのいずれかに該当する方で、採用後、生活拠点を福井県若狭湾エリアに移し、住民票を移動できる方。
ア 応募時点で三大都市圏をはじめとする都市地域等の在住している方
イ 「地域おこし協力隊」として活動していた方で、「同一地域における活動2年以上、かつ解嘱1年以内」の方
- ②令和7年4月1日時点で20歳以上の方
- ③基本的なパソコン操作（Word、Excel、PowerPoint等を用いての資料作成）ができる方
- ④普通自動車運転免許を有する方、または活動開始までに取得予定の方
- ⑤地方公務員法第16条に規定する欠格自由に該当しない方
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらの構成員に該当しない方

(2) 求める人物像

- ・宿泊施設やゼネコン、デベロッパー、金融機関、投資コンサルタント等、宿泊施設等の誘致に必要な知識やノウハウ等を蓄積できる業務に携わった経験が十分であると認められる人物
- ・民間事業者との調整や折衝、情報の収集など、行動力やコミュニケーション力が望まれる業務の経験が十分であると認められる人物
- ・非公表の情報等、取り扱いに注意を要する情報を適切に管理できると認められる人物

- ・若狭湾エリアの活性化に貢献したい思いが強い人物

【参考】福井県地域おこし協力隊に共通して求められる人物像

○向いている人 ・自立自走でき、かつチームプレイも取り組める方 ・人の話を聞き、円滑にコミュニケーションを取れる方 ・好奇心を持ち、楽しみながら前向きに仕事ができる方	○向いていない人 ・主体性なく何ごとにも悩みやすい方 ・つい不平不満や悪口、愚痴を口にしてしまう方 ・本当の自分を出せず、意見をいえない方
--	--

(3) 活動に有効と思われるスキル

- ・宿泊施設等の誘致に必要な知識やノウハウ
- ・行動力
- ・良好な人間関係を構築できるコミュニケーション力
- ・ヒアリングなどを通して聞き出す力
- ・地域の特徴や強みを魅力的に見せる表現力

6 身分および委嘱期間

(1) 身分

「若狭湾エリア観光投資促進コーディネーター」の業務を実施する地域おこし協力隊として、福井県知事が委嘱します。(福井県と業務委託契約を締結していただきます。福井県との雇用関係はありません。)

(2) 委嘱期間

委嘱日から最長3年間(令和7年8月に採用した場合は、令和10年7月までを委嘱期間とします。)

※委嘱の開始日については、令和7年7月下旬を目途に、内定者と協議の上決定します。

※隊員としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても業務委託契約を解除できることとします。

7 待遇等

(1) 活動日数・活動時間

年間の活動日数や1日の活動時間は内定者と福井県嶺南振興局が相談のうえ決定します。

※活動日数は月10日以上を目安に決定します。

(2) 報酬・活動経費

報酬	月 350,000 円 ※毎月の活動状況を確認の上支給します。 ※賞与及び手当等の支給はありません。
----	---

活動経費	活動に必要な経費等は予算の範囲内で県から支給します。 【活動経費として対象となるもの（例）】 ・ 委嘱期間中の住居に係る家賃（上限 28,000 円/月） ・ 事業に係る自動車の燃料費、リース費（上限 25,000 円/月） ・ 事業に係る県外出張旅費 ・ 消耗品等に要する経費 ・ 事業に係る損害保険・賠償責任保険料 （ただし、国民健康保険料や国民年金保険料等は自己負担） ・ 研修等に要する経費 【活動経費として対象とならないもの（例）】 ・ 事業収入を伴う経費 ・ 土地、建物の購入費 ・ 高額な物品（備品）購入費 ・ その他個人の資産となる経費
------	---

（３）勤務地

- ・ 福井県嶺南振興局 2 階の嶺南プロジェクト推進室を予定しています。
- ・ 採用決定後には、当所属での勤務を中心に活動予定ですが、リモートワークも可能です。
- ・ リモートワークを活用した首都圏等との二拠点生活も可能です。
（ただし、主たる勤務地は若狭湾エリアとしてください。）
- ・ 週 1 回程度、対面またはリモートで打合せ等を行う予定です。

（４）副業・兼業

- ・ 地域おこし協力隊の業務に支障がない範囲で可能ですが、副業・兼業をする場合は福井県に
あらかじめ相談してください。
- ・ 既に副業・兼業をされている方も歓迎いたします。ただし、応募用紙に現在の副業・兼業の
内容などを記載してください。地域おこし協力隊の業務に支障がないか判断します。

（５）その他

- ①雇用保険には加入しません。健康保険、年金保険等は御自身でご加入ください。
- ②業務活動以外の経費（引っ越しや生活用品、住居の光熱水費等）は自己負担になります。

8 応募方法

（１）募集期間

令和 7 年 5 月 1 6 日（金） ～ 令和 7 年 6 月 3 0 日（月）※必着

（２）提出書類（①～③は全員、④は該当者のみ提出）

次の①～③の書類を郵送または以下の URL にアクセスし、福井県電子申請サービス（インターネット）によりご提出ください。

電子申請サービス：<https://shinsei.e-fukui.lg.jp/Pk8sE4IP>

なお、提出された書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

- ① 若狭湾エリア観光投資促進コーディネーター応募用紙
- ② 住民票の写し（令和 7 年 4 月 1 日以降に発行したもの）

- ③ 活動方針や進め方（A 4 用紙で様式自由、1,000 字以内）
- ④ 2 年以上続けて地域おこし協力隊として活動し、かつ、解嘱から 1 年以内であることが確認できる書類（辞令の写し等）

※地域おこし協力隊経験者であって、地域要件の特例の適用を受ける方のみ

（３）郵送の場合の提出先

〒917-0297 福井県小浜市遠敷 1 丁目 101

福井県 嶺南振興局 嶺南プロジェクト推進室

T E L : 0770-56-2212 Email : reinan-project@pref.fukui.lg.jp

9 選考方法

（１）第 1 次選考

- ・提出書類をもとに書類審査を行います。
- ・選考結果については、令和 7 年 7 月 1 0 日（木）までに応募者全員にメールまたは文書で通知します。合格者には、併せて第 2 次選考の日程等詳細をお知らせします。

（２）第 2 次選考

- ・第 1 次選考合格者を対象に、福井県小浜市内（嶺南振興局を予定）で面接を行います。
- ・選考結果については、令和 7 年 7 月 2 4 日（木）までに第 2 次選考参加者全員にメールまたは文書で通知します。

※応募に係る経費（郵送料、交通費等）は応募者の自己負担になります。

※選考の経過および結果についてのお問合せには応じられません。

10 お問い合わせ先

（１）若狭湾エリア観光投資促進コーディネーターについて

福井県 嶺南振興局 嶺南プロジェクト推進室

〒917-0297 福井県小浜市遠敷 1 丁目 101

T E L : 0770-56-2212 E-mail : reinan-project@pref.fukui.lg.jp

（２）福井県地域おこし協力隊全般について

福井県 未来創造部 定住促進課

地域おこし協力隊担当

〒910-8085 福井県福井市大手 3 丁目 17-1

T E L : 0776-20-0665 E-mail : teiju@pref.fukui.lg.jp

※応募にあたって、事前に募集内容の確認等を行いたい場合は、お気軽に上記までお問合せください。電話、メール、オンライン面談等でご対応いたします。